

一般教育訓練明示書

講座の名称	看護学研究科看護学専攻(ウィメンズヘルス・助産学領域)		
実施方法	① 通学 (昼間・夜間・土曜) ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号	1	2	209-191003-5
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成31年4月1日 令和3年3月30日まで	過去一年の講座実績	入講者数(累積)(2人) 修了者数 (0人)
訓練期間	24ヶ月	総訓練時間	600時間
1. 教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	修士(看護学)		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	亀田医療大学大学院		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	<p>所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究論文についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>30単位</p> <p>①共通科目14単位【看護研究2単位、看護倫理2単位は必修、そのほか共通科目から10単位】</p> <p>②専門科目16単位【ウィメンズヘルス特論、周産期ケア特論、助産マネジメント特論、ウィメンズヘルス特論演習の8単位、ウィメンズヘルス・助産学特別研究8単位】</p>		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	保健医療福祉機関の看護職実践者、助産実践者 看護教育機関の教育研究者		
2. 教育訓練の内容			
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名	
亀田医療大学大学院要覧を参照			
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)			
①受講するに当たって必要な実務経験等	助産師資格を有する者及び助産師資格取得見込の者		
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	大学を卒業した者又はそれと同等以上の力があると認められ、本学の入学試験に合格すること		
③その他			

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	0	人		
② ①のうち目標資格の受験者数		人	受験率(②/①)	%
③ ②のうち合格者数		人	合格率(③/②)	%
④ 上記②・③の回答者数		人		

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		0	人	
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A: 就業者計 0人
	2 非正社員、派遣社員	0	人	
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 0人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人	
	3 社内外の評価が高まる	0	人	
	4 円滑な転職に役立つ	0	人	
	5 趣味・教養に役立つ	0	人	
	6 その他の効果	0	人	
	7 特に効果はない	0	人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 0人
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人	
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人	
	4 趣味・教養に役立つ	0	人	
	5 その他の効果	0	人	
	6 特に効果はない	0	人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 0人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人	
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人	
	4 就職していない	0	人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 0人
	2 おおむね満足	0	人	
	3 どちらとも言えない	0	人	
	4 やや不満	0	人	
	5 大いに不満	0	人	

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

令和2年度 修了者なし

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	学修の成績評価及び論文にかかる評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び妥当性を確保することとし、シラバスに成績評価基準を明示して実施する。成績評価は毎学期ごとに行い、研究ゼミナールでの発言や演習で観察できる目標達成行動に加え、レポートや筆記試験等によっても評価を行う。 科目の成績評価はS・A・B・C・Dとし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。論文審査及び最終試験の成績は「合・否」とし、合を合格、否を不合格とする。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、必修科目を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じて、特別研究論文の審査及び最終試験に合格することである。このことに従い、30単位の学修に研究論文の審査及び最終試験の合格をもって、修了の認定を2月中旬に行う。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	主指導教員が学生個々の実務経験等を把握し、授業の理解度・進捗などを確認しながら指導をしていく。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	研究指導は、主指導教員1名と副指導教員1名の計2名によって行う。主指導教員は入学時に決定し、専門領域の講義、演習、特別研究論文を通して、一貫した研究指導を行う。
8. その他の事項	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人鉄蕉館 (代表者名: 理事長 亀田省吾)
住所及び連絡先	千葉県鴨川市横渚462 TEL 04-7099-1211
施設名称及び施設長名	亀田医療大学大学院 (施設長: 学長 橋本裕二)
住所及び連絡先	千葉県鴨川市横渚462 TEL 04-7099-1211
給付制度担当部署・者	亀田医療大学学務課 (担当者: 鈴木麻未)
連絡先	TEL 04-7099-1211
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + 2,100,000 円
支払い方法	
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 300,000 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 1,800,000 円 (うち、必須教材費 0 円)
③ 両方可能	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 600,000円
	① 副読本代(税込額) 0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 0 円
	③ 施設維持費(税込額) 600,000 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税) 0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 2,700,000 円

[特 記 事 項]

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。